

合葬墓地へ納骨するまでの流れ

納骨堂型合葬墓地の場合

使用者

市

～3日前

納骨の際は、事前予約が必要です。
納骨希望日の原則3日前までに、市環境政策課(Tel0294-72-3111)までお電話ください。

～前日

骨壺に入っている焼骨を、収骨袋に移してください。
※収骨袋は市が配付いたします。
※焼骨を収骨袋に移す作業は、市は行いません。

納骨日当日
～故人様とのお別れ～

予約した時間に下記①～③を持参の上、納骨堂型合葬墓地の参拝所へお越しください。

- ① 焼骨(収骨袋に移したもの)
- ② 合葬墓地使用許可証

納骨を担当する者(市の委託業者)へ、①及び②をお渡しください。
※②は、氏名等を確認した後、ご返却いたします。
※直接合葬の方は、ここで故人様と最後のお別れになります。

納骨日当日
～焼骨の収蔵・埋蔵～

【通常合葬の場合】

収骨袋を、納骨堂地上(納骨室)のロッカー式収納庫へ納めます。
※納骨作業は、市の委託業者が行います。
※立会いは1名までとします。(葬祭業者が同行される場合は、ご遺族1名と葬祭業者1名まで)

【直接合葬の場合】

収骨袋を、納骨堂地下の合祀室へおさめます。
※納骨作業は、市の委託業者が行います。
※立会いはできません。

(納骨室の)
収蔵期間
経過後

【通常合葬の場合】

使用許可を受けてから20年経過した後、収骨袋を地下の合祀室へ移します。
※焼骨の移動は、市の委託業者が行います。
※立会いはできません。また、使用者等へ通知はいたしません。

注意事項等

1. 合葬墓地へ納骨できるのは、合葬墓地使用許可証に記載された焼骨のみです。
2. 納骨が済みましたら、合葬墓地使用許可証と火葬許可証(または改葬許可証)をお持ちのうえ、市環境政策課までお越しください。(予約後であれば、納骨前でも構いません)
3. 納骨堂内での参拝はできません。納骨堂前に参拝所がありますので、そちらでお参りください。なお、塔婆や供え物などはお持ち帰りください。
4. 市では供養などは行いません。
5. 合葬墓地に納骨した焼骨は、原則返還しません。ただし、納骨室のロッカー式収納庫への収蔵期間中であり、かつ他の墓地等に改葬する場合に限り、焼骨を返還することができます。